

## 令和元年台風第19号の影響に伴う市内中小企業向けの 融資や経営に関する「特別経営相談窓口」を設置します

令和元年台風第19号の被害により、市内中小企業の融資や経営への影響が懸念されます。このため、川崎市経済労働局金融課、川崎市信用保証協会、川崎市中小企業サポートセンターにおいて、「特別経営相談窓口」を設置し、市内中小企業を対象とした融資や経営に関する相談を受け付けます。

### 1 本市の対応

10月15日より融資相談及び経営支援について、ホームページでのお知らせ。

### 2 融資相談受付

- (1) 経済労働局産業振興部 金融課
- (2) 経済労働局産業振興部 中小企業溝口事務所
- (3) 川崎市信用保証協会 本所企業支援課 [川崎・幸・中原区]
- (4) 川崎市信用保証協会 北支所企業支援課 [高津・宮前・多摩・麻生区]

### 3 経営相談受付

川崎市中小企業サポートセンター 川崎市産業振興会館6階

経済労働局産業振興部金融課

電話：544-1846

FAX：544-3263